

全 L 協保安 30 第 23 号
平成 30 年 6 月 19 日

正 会 員 各 位

(一社) 全国 LP ガス協会

液石法施行規則の一部改正案に対する意見募集について
(お知らせ)

標記につきまして、経産省のホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

本件は、液石法の充てん設備（バルクローリー）の保安検査を受けるべき時期について、現行 1 年間とされています。一方、昨年の高圧ガス保安法の規則改正で、移動式製造設備（高圧法上のバルクローリー）を含む保安検査対象施設については、検査期限の裕度等が設定されました。

高圧法の移動式製造設備（バルクローリー）には液石法の充てん設備として許可を受けているものも多く、液石法の充てん設備についても高圧法と整合化させ裕度等を設定するため、規則改正を行うというものです。

詳細の内容についてはホームページ内の意見公募要領（提出先を含む）、概要資料、新旧対照表をご参照ください。

なお、本改正につきましてご意見がある場合は、同ホームページに掲載の意見公募要領に基づきご提出（平成 30 年 7 月 14 日締切）をいただくとともに、当協会にも写しをご送付くださいますようお願ひいたします。

○今後のスケジュール

- ・公布日：平成 30 年 8 月上旬（予定）
- ・施行日：平成 30 年 10 月 1 日（予定）

○経産省ホームページ掲載アドレス

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595118055&Mode=0>

以 上

発信手段：E メール
保安部：若山、渡辺、片岡

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正について

平成 30 年 6 月
経済産業省
産業保安 G
ガス安全室

1. 改正の背景

- ◇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制している。その中で、供給設備に液化石油ガスを充填する設備であるバルクローリの「充てん設備」についても、規制対象としている（第 37 条の 4 等）。
- ◇また、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。）において、高圧ガスの「移動式製造設備」について規制対象としており、バルクローリはこの「移動式製造設備」にも該当することが多い。この場合、両法の適用を受けることとなる。
- ◇平成 29 年 4 月に実施した、高圧ガス保安法における自主保安高度化事業者制度の新設に係る容器保安規則等の一部を改正する省令（経済産業省令第 14 号）の改正により、「移動式製造設備」については、保安検査を受けるべき時期に裕度が設けられたが、一方で、液化石油ガス法においては同様の措置が講じられておらず、差異が生じている。
- ◇このため、両法の規制を整合化させる観点から、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 1 号。以下「液化石油ガス法施行規則」という。）を改正することとする。
- ◇その他、条文の技術的修正を行う。

2. 改正の内容

①充てん設備の保安検査（第 81 条関係）

（i）現行の制度概要

- ◇液化石油ガスをバルク貯槽に充填するために用いられるバルクローリについては、一般消費者等のバルク貯槽にバルクローリを用いて液化石油ガスを充填する場合には、液化石油ガス法に定める「充てん設備」としての法令の適用がなされ、工業用設備に液化石油ガスを充填する場合には、高圧ガス保安法に定める「移動式製造設備」としての法令の適用がなされる。そのため、1 台の液化石油ガスのバルクローリで一般消費者等のバルク貯槽へ充填し、かつ、工業用設備のバルク貯槽に充填しようとする場合には、

当該設備に対し、両法それぞれの法令上の手続きが必要となる。

◇液化石油ガス法における「充てん設備」の保安検査及び高圧法における「移動式製造設備」の保安検査は、共に、1年に1回行うこととされている（液化石油ガス法施行規則第81条第1項、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）第77条第2項）。

◇しかしながら、保安検査の期間の基準となる日等に関して、液化石油ガス法と高圧法とで相違が生じている。具体的には、高圧法において、前回の保安検査の日から1年を経過した日（以下、「基準日」という。）の前後一月以内に保安検査を行った場合にあっては、当該基準日において当該検査を行ったものとし、保安検査の申請書提出期限についても当該基準日を起点に1年を超えない日としている一方、液化石油ガス法においては、保安検査を受けるための申請書を、充てん設備完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について保安検査証の交付を受けた日から11月を超えない日までに提出することとされている。

(ii) 具体的な改正内容

◇液化石油ガス法施行規則第81条を改正し、基準日の前後一月以内に保安検査を行った場合にあっては、基準日において当該検査を行ったものとし、保安検査の申請書提出期限についても基準日を起点に1年を超えない日とし、高圧ガス保安法令における扱いと整合化する。

②保安業務区分（第29条関係）

(i) 現行の制度概要

◇液化石油ガス法第27条では、液化石油ガス販売事業者が行うべき保安業務を定めるとともに（第1項）、その全部又は一部を第29条に基づく経済産業大臣等の認定を受けた保安機関に委託した場合は、その義務を免除するとしている（第2項）。また、液化石油ガス販売事業者自身が保安業務を行う場合にも第29条に基づく認定を受けなければならないとしている（第3項）。

◇同法第29条第1項では、経済産業省令で定める保安業務の区分ごとに認定を受けることができるとして、この規定に基づき、液化石油ガス法施行規則第29条において、保安業務の区分を定めている。区分の一つとして規定されている「定期消費設備調査」の保安業務の内容は、液化石油ガス法施行規則第37条第1号の表イ（1）及び（2）、ロ（2）及び（3）、同条第2号並びに第3号に掲げる事項に係る調査を行う業務としている。

(ii) 具体的な改正内容

◇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第33号）による液化石油ガス法施行規則の改正により、第37条第2号を新設し、旧第2号及び第3号がそれぞれ第3号及び第4号としたことを受け、

号番号の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公布日 平成30年8月上旬（予定）

施行日 平成30年10月1日（予定）

別表 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正に関する表
(第一条関係)

		改 正 後	改 正 前
(保安業務区分)		(保安業務区分)	
第二十九条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める保安業務区分は、次の表のとおりとする。	第二十九条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める保安業務区分は、次の表のとおりとする。		
保安業務区分の名称	保安業務の内容	保安業務区分の名称	保安業務の内容
一〇三 「略」	「略」	一〇三 「略」	「略」
四 定期消費設備調査	第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、同条第三号並びに第四号に掲げる事項に係る調査を行う業務	四 定期消費設備調査	第三十七条第一号の表イ(1)及び(2)、ロ(2)及び(3)、同条第二号並びに第三号に掲げる事項に係る調査を行う業務
五〇七 「略」	「略」	五〇七 「略」	「略」
(充てん設備の保安検査)		(充てん設備の保安検査)	
第八十一条 「略」		第八十一条 「略」	
2 前回の保安検査(保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査)を受けた日から一年を経過した日(以下この項において「基準日」という。)の前後一月以内に法第三十七条の六第一項本文の保安検査を受けた場合にあつては、基準日において当該検査を受けたものとみなす。		2 前項の保安検査を受けようとする者は、第六十八条第一項(第六十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定により充てん設備完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査にあつては、完成検査)を受けた日(前項の規定により保安検査	
3 法第三十七条の六第一項本文の保安検査を受けようとする者は、前回の保安検査(保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査)を受けた日(前項の規定により保安検査			

査を受けたものとみなされた日を含む。(以下同じ。)から一年を超えない日(休止充てん設備にあつては、当該充てん設備を再び使用しようとする日の三十日前)までに様式四十四による申請書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 [略]

(協会等が行う保安検査の申請等)

第八十二条 前条の規定は、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査について準用する。この場合において、同条中「法第三十七条の六第一項本文」とあるのは、「法第三十七条の六第一項ただし書」と、同条第三項中「充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「協会又は指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×検査番号	

充てん設備保安検査申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十
一月を超えない日(休止充てん設備にあつては、当該充てん設
備を再び使用しようとする日の三十日前)までに様式四十四に
よる申請書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道
府県知事に提出しなければならない。

3 [略]

(協会等が行う保安検査の申請等)

第八十二条 前条の規定は、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「法第三十七条の六第一項本文」とあるのは、「法第三十七条の六第一項ただし書」と、同条第二項中「充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「協会又は指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

様式第44(第81条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×検査番号	

充てん設備保安検査申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3
7条の6第1項本文の検査を受けたいので、次とのおり申請しま
す。

- 1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 3 前回の保安検査の検査年月日(保安検査を受けたことのない
充てん設備にあっては、完成検査の検査年月日)及び充てん設
備保安検査証の検査番号

(備考) 1 [略]

2 [略]

3 前回の保安検査の検査年月日は、液化石油ガスの保
安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第8
1条第2項により当該検査を受けたとみなされる日が
ある場合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

様式第45(第81条関係)

充てん設備保安検査証

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3
7条の6第1項本文の検査を受けたいので、次とのおり申請しま
す。

- 1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 3 前回の保安検査の検査年月日及び充てん設備保安検査証の検
査番号

(備考) 1 [略]

2 [略]

[新設]

3 [略]

様式第45(第81条関係)

充てん設備保安検査証

氏名又は名称

氏名又は名称	
--------	--

充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地	
---------------------	--

許可の年月日及び許可番号	
保安検査の検査年月日	
検査職員氏名	
検査番号	
備考	

年月日

都道府県知事 (印)

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A5とすること。

2 保安検査の検査年月日の欄には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第2項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第46(第82条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年月日

許可の年月日及び許可番号	
検査年月日	
検査職員氏名	
検査番号	
備考	

年月日

都道府県知事 (印)

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A5とすること。

様式第46(第82条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年月日

都道府県知事 殿

年 月 日

都道府県知事 殿

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

印

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3
7条の6第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 檢査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 2 檢査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 3 檢査実施者の名称及び保安検査の検査年月日
- 4 充てん設備保安検査証の検査番号

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3
7条の6第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 檢査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 2 檢査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 3 檢査実施者の名称及び検査年月日
- 4 充てん設備保安検査証の検査番号

(備考) 1 [略]

2 [略]

3 保安検査の検査年月日は、液化石油ガスの保安の確
保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第

2項により当該検査を受けたとみなされる日がある場
合は、当該年月日を記載すること。

4 [略]

(備考) 1 [略]

2 [略]

[新設]

謹此 資料の〔 〕の記入は左欄に記入。